

令和5年度西成特区構想の推進に向けた調査業務にかかる
公募型企画競争（プロポーザル）の実施について

大阪市西成区役所では、西成特区構想の推進に向けた調査業務について、次の募集要項のとおり、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）による事業者選定を実施します。

なお、本事業は令和5年度大阪市予算成立前に公募を行っております。選定・事業実施にあたっては、大阪市会での令和5年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容が変更される場合や実施に至らない可能性があることをご承知おきください。

令和5年3月2日

大阪市西成区長 臣永 正廣

募集要項

1 案件名称

令和5年度西成特区構想の推進に向けた調査業務委託

2 事業目的と概要

あいりん地域を中心とした諸課題や西成区の将来に向けた課題の解決などを図るため、平成24年10月に取りまとめられた「西成特区構想有識者座談会報告書」を踏まえて、平成25年度より、本格的に西成特区構想の取組みをすすめてきた。

また、平成30年4月には「西成特区構想、5年間の成果と次期特区構想についての有識者提言」が、同年10月には「西成特区構想まちづくりビジョン2018～2022有識者提言」が取りまとめられた。

現在、これらを踏まえ、平成30年度から令和4年度までを第二期西成特区構想と位置づけ、「来訪者の増加」「子育て環境の充実」などを目標に「あいりん総合センター跡地等」の利活用に向けた検討や、中長期的課題である子育て支援、観光振興などの取組みを行っているところである。

令和4年度末で第二期が終了することから、令和4年8月、西成特区構想のこれまでの成果と次期特区構想について有識者により取りまとめられた、「第三期西成特区構想 有識者提言」が本市に提出された。

これに基づき令和4年9月、戦略会議において、令和5年度から5年間、第三期西成特区構想と位置づけ、継続実施することが決定した。

第三期では、これまでのあいりん地域中心であった取組みを西成区全体に広げ、「人口減少に歯止めをかける」ことを目標に、子育て・教育分野やまちづくりの分野についても、本格的に着手していく。

令和5年度は、主観・客観の両面的な指標等により、これまでの取組みの効果測定や、さらなる内容の向上を図ることはもちろんのこと、第三期西成特区構想の目標達成に向け

た施策の充実を図るにあたり、現状の的確な把握のもと、検討を行っていく必要があることから、所要の調査を実施するものである。

3 業務内容

「仕様書（案）」のとおり

4 契約条件等に関する事項

(1) 契約上限額

金3,234,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(3) 履行場所

発注者指定場所

(4) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

(5) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(6) 委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(7) 契約書案

別紙1参照。

(8) 契約保証金

大阪市契約規則第37条第1項第1号または第3号に該当するときは免除。

(9) 保証人

不要

5 公募型プロポーザル参加資格等

次に掲げる条件の全てを満たしていることとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給等、業務委託）種目「13 その他代行（大分類）17 各種施策研究・調査（中分類）01 各種施策研究・調査（小分

類)」において登録していること。

- (3) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (7) 過去5年間に国や他自治体等において、まちづくりに関する調査や研究に携わった実績があること。
- (8) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (9) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。
 - (ア) 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つようにすること。なお、代表者は、業務の遂行責任を持つことのできる事業者とすること。
 - (イ) 参加申請以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
 - (ウ) 代表者は、(1)～(8)の基準の全てを満たし、構成員は、(1)、(3)～(6)、(8)の基準の全てを満たしていること。
 - (エ) 構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - (オ) 参加申請時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書にはそれぞれの事業者の役割分担及び活動割合を詳細かつ明確に記載すること。
 - (カ) 単独で応募した事業者は、他の共同体の構成員となることはできない。
 - (キ) 代表者及び構成員は、複数の共同体の構成員として応募することはできない。

6 公募型プロポーザル参加申請及び資格審査

公募型プロポーザル参加を希望する事業者は、次の書類を申請期間内に持参もしくは送付により提出し、当区の公募型プロポーザル参加資格審査を受けなければならない。なお、送付での提出の場合は、配達までの送達過程の記録が確認できる特定記録等により、申請期間内に到着したものに限る。

(1) 申請書類

- ① 参加申請書（様式1-1、様式1-2）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 事業者の概要（様式3）

- ④ 業務実績調書（様式4）
（5（7）に定める参加資格について記載すること）
- ⑤ 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式自由）
- ⑥ 返信用封筒（公募型プロポーザル参加事業者の参加資格審査結果通知用として、長形3号封筒にあて先を明記のうえ、普通郵便料金に特定記録等の料金分を加えた所定の料金の切手を貼付のこと）
- ⑦ 共同体結成に係る協定書(写)及び共同体の構成員、代表者、役割分担、責任関係、組織運営に関する事項等を明確に記載したものに、代表者の自署もしくは印を捺印したもの及び、代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状（様式自由）

（2）申請期間

公示日から令和5年3月16日（木）午後5時30分まで。

※ 持参の場合は、事前に電話連絡をしてから来所すること。

なお、受付については月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時及び土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時～午後5時30分までとする。

（3）受付場所

大阪市西成区役所 総合企画課

〒557-8501 大阪市西成区岸里1-5-20（6階63番窓口）

電話：06-6659-9792 E-Mail：tx0011@city.osaka.lg.jp

※公募型プロポーザル参加申請書の提出がない場合は、企画提案書の受付を行いません。
--

7 質問事項について

- （1）質問受付期限 令和5年3月8日（水）午後5時30分まで
- （2）質問方法 書面（令和5年度西成特区構想の推進に向けた調査業務委託公募型プロポーザル質問票 **別紙2**）により、大阪市西成区役所総合企画課あて、E-Mail：tx0011@city.osaka.lg.jpにて送付すること。
- （3）質問事項に対する回答
令和5年3月10日（金）に大阪市西成区ホームページに掲載する。
なお、質問がなかった場合は、あらためて掲載は行わない。

8 公募型プロポーザル参加申請書等の取り扱いについて

受付後の公募型プロポーザル参加申請書の変更等は認めず、返却は行わない。

9 公募型プロポーザルの参加資格確認等

- （1）参加資格確認通知書は、令和5年3月20日（月）（予定）に交付する。
- （2）参加資格を認めなかった事業者に対しては、その旨の通知書を（1）と同時に交付す

る。

1 0 公募型プロポーザルに参加することができない事業者

- (1) 公募型プロポーザル参加資格を認めなかった事業者。
- (2) 公募型プロポーザル参加申請期限から11(3)に定める企画提案書提出期限までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止中の事業者もしくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた事業者。

1 1 企画提案書の提出

(1) 提出書類

発注者より参加資格確認通知書を受けた事業者は、以下の書類を提出すること。

- ① 企画提案書(様式5~8)
- ② 国や他自治体等において、携わったまちづくりに関する調査や研究にかかる報告書等
- ③ 返信用封筒(公募型プロポーザル選定結果通知用として、長形3号封筒にあて先を明記のうえ、普通郵便料金に特定記録等の料金分を加えた所定の料金の切手を貼付のこと)

※ 詳細については、「企画提案書等の作成について別紙3」を参照のこと。

(2) 提出部数

7部(正本1部、副本6部 ※副本は写し可)

※ なお、事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないようにするとともに、他(参考資料等)に事業者名の表示があれば、黒塗りするなどして、事業者が推定できないようにすること。

(3) 提出期間

参加資格確認通知書を受け取った日から令和5年4月3日(月)午後5時30分まで。

ただし、受付については月曜日から金曜日の午後0時15分~午後1時及び土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時~午後5時30分までとする。

※ 持参の場合は、事前に電話連絡をしてから、来所すること。

(4) 提出先

6(3)受付場所に同じ。

(5) その他

- ・送付での提出も可能とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる特定記録等により、提出期間内に到着したものに限る。
- ・提出書類は理由のいかんにかかわらず返却しない。
- ・複数の提案書の提出はできないものとする。
- ・受付後の提出書類の変更等は認めない。

1 2 プレゼンテーションについて

提出された企画提案書をもとに、業務の実施方針等についてプレゼンテーションを行うこととする。

(1) 実施予定日

令和5年4月10日(月)(予定)に、応募事業者からのプレゼンテーション及び応募事業者へのヒアリングを実施する予定である。なお、実施日時、プレゼンテーションの方法などについては、企画提案書提出事業者に対し、別途通知する。

(2) 場所

大阪市西成区役所(大阪市西成区岸里1-5-20)

(3) 説明時間

1事業者あたり30分程度(うち説明15分以内、質疑応答を含む。)

(4) その他

- ① 参加資格確認通知書を交付した事業者が多数となった場合、プレゼンテーションの実施方法(実施日、説明時間等)について、変更する可能性がある。この場合、対象事業者に対して別途通知を行う。
- ② プレゼンテーションは非公開とする。
- ③ プレゼンテーション時の資料は企画提案書を使用し、口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更等は認めない。

1.3 審査・選定について

(1) 審査・選定方法

発注者の参加資格審査においてその資格を認め、企画提案書を提出した事業者に対し、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

審査は、学識経験者等で構成する「西成特区構想の推進に向けた調査業務委託事業者選定会議」にて、評価基準に基づき、書面による事前審査及びプレゼンテーション審査の結果を加味して、発注者において、最も優れていると評価された事業者を選定する。

ただし、本プロポーザルの結果、契約締結にふさわしい事業者が存しないと判断する場合は、選定しないことがある。

(2) プロポーザルの評価基準

評価項目	評価基準	配点
(ア) 業務実施体制	・管理責任者及び担当スタッフが適切に配置され、的確な業務遂行が可能な体制となっているか。 ・迅速な情報の収集・分析や資料作成等、発注者の要請に応じた機動的な対応が可能な体制となっているか。	15点
(イ) 業務実施計画	・実施方針や実施手順の妥当性、実現性、有効性。	30点

(ウ) 企画内容	・本業務を実施する上で、課題認識や目的の理解度、着眼点等の的確性、提案の有用性・論理性など。	35点
(エ) 積算の妥当性	・費用積算根拠の妥当性。	10点
(オ) 同種・類似業務の実績	・同種・類似業務の実績があるかどうか、その実績としてあげた業務の担当分野に、中心的・主体的に参画したかどうか。	10点
合 計		100点

(3) 1事業者のみが応募の場合は、適格性を審査し、各委員の平均点が60点以上（6割）であれば委託候補事業者とする。

(4) 2事業者以上の応募があった場合は、各委員の平均点が60点以上（6割）でかつ一番高い事業者を委託候補事業者とする。

(5) (4)において同点の場合、「業務実施計画」の平均点が一番高い事業者を委託候補事業者とする。それでもなお、同点の場合は、「企画内容」、「業務実施体制」、「同種・類似業務の実績」、「積算の妥当性」の順で、平均点が一番高い事業者を委託候補事業者とする。

1.4 選定結果通知について

選定結果は、令和5年4月20日（木）（予定）に郵送にて全ての提案者に通知するとともに、選定結果の概要を大阪市西成区ホームページへの掲載により公表する。

※ 審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

1.5 スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 公募開始 | 令和5年3月2日（木） |
| (2) 質問受付締切 | 令和5年3月8日（水） |
| (3) 参加申請書提出期限 | 令和5年3月16日（木） |
| (4) 参加資格確認通知 | 令和5年3月20日（月） 予定 |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和5年4月3日（月） |
| (6) プレゼンテーション審査 | 令和5年4月10日（月） 予定 |
| (7) 選定結果通知 | 令和5年4月20日（木） 予定 |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和5年4月28日（金） 予定 |
| (9) 事業完了 | 令和6年3月31日（日） |

1.6 その他

(1) 申請書類・提案書の作成・提出及びプレゼンテーション等にかかる費用は、事業者の負担とする。

- (2) 提出された公募型プロポーザル参加申請書類及び提案書は、参加者に無断で他に使用しない。(ただし、大阪市情報公開条例に基づく公開を除く)
- (3) 申請書類及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提出されている書類のすべてを無効とする。